

砂 川 市 条 例 第 1 1 号
令 和 8 年 3 月 1 8 日

砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例

(砂川市子育て支援センター条例の一部改正)

第1条 砂川市子育て支援センター条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「情報提供」を「情報及びサービスの提供」に改め、「設置する」の次に「ことにより、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする」を加える。

第2条中「砂川市西5条北14丁目29番地3」を「砂川市東3条北2丁目3番地3（砂川市地域交流センター（以下「交流センター」という。）内）」に改める。

第3条を次のように改める。

（事業の実施施設）

第3条 次条各号に掲げる支援センターの事業は、交流センターの多目的ルーム、プレイルーム及び図書兼交流室（以下「交流センター2階施設」という。）において実施する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第4条第1号から第3号までを次のように改める。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（次条第1号において「地域子育て支援拠点」という。）
- （2） 法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート」という。）
- （3） 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）

第4条第4号中「こと。」を「事業」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- （4） 次条第4号に規定する児童を対象として、交流センター2階施設の一部を開放する事業（第9条第3項において「児童開放事業」という。）

第5条の見出しを「（事業の対象者）」に改め、同条中「を使用できる者は、次」を「の事業の対象者は、次の各号」に、「者と」を「市内に住所を有する者と」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認める者は、この限りでない。

第5条第1号中「市内に住所を有する就学前の児童」を「地域子育て支援拠点の対象となる乳幼児」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) ファミリー・サポートの対象となる子育て支援を必要とする保護者又は子育て支援に協力する者
- (3) 乳児等通園支援の対象となる乳幼児

第5条に次の1号を加える。

- (4) 交流センター2階施設の一部の使用を希望する児童（6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）

第6条の見出しを「(利用の申出)」に改め、同条中「を使用しようとする者」を「の事業を利用する者(以下「利用者」という。)」に、「市長の許可を受けなければ」を「支援センターに申し出なければ」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は、」の次に「利用者が」を加え、「支援センターの使用」を「その利用」に、「使用許可を取り消す」を「利用を中止させる」に改め、同条第1号中「認められる」を「認める」に改め、同条第2号中「施設」を「事業で使用する施設」に、「滅失する」を「その」に、「認められる」を「認める」に改め、同条第3号中「管理運営上」を「支援センターの事業の実施に当たり、」に、「認められる」を「認める」に改める。

第8条を次のように改める。

(利用料)

第8条 第4条に掲げる支援センターが実施する事業の利用料は、ファミリー・サポート及び乳児等通園支援を除き、無料とする。

- 2 ファミリー・サポート又は乳児等通園支援の利用者は、市長が別に定める負担金を負担するものとする。
- 3 市長は、乳児等通園支援の負担金に関し、当該支援の利用者に特別の事由があると認めるときは、別に定める基準により当該負担金を減免することができる。

第9条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に定めるもののほか、砂川市地域交流センター条例(平成18年条例第1号)第10条に規定する休館日

第9条第3項中「特に」を「児童開放事業を休所日に実施する場合など」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

(砂川市地域交流センター条例の一部改正)

第2条 砂川市地域交流センター条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幼児プレイルーム、児童プレイルーム、ミーティングルーム」を「多目的ルーム、プレイルーム」に改める。

第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、多目的ルーム、プレイルーム及び図書兼交流室（次条第3項において「2階施設」という。）については、砂川市子育て支援センター条例（平成19年条例第2号。同条第3項において「支援センター条例」という。）第9条第1項及び第3項に規定する開所時間によるものとする。

第10条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、2階施設については、支援センター条例第9条第2項及び第3項に規定する休所日によるものとする。

別表1（第13条関係）の幼児プレイルームの項及びミーティングルームの項を削り、同表の備考第6項を削り、同表の備考第7項中「第9項」を「第8項」に改め、同項を同表の備考第6項とし、同表の備考中第8項を第7項とし、第9項から第15項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。